平成26年度第6回政治資金適正化委員会

(開催要領)

- 1. 開催日時: 平成27年3月17日(火) 13時25分~14時30分
- 2. 場 所:総務省 低層棟1階 共用会議室4
- 3. 出席委員:伊藤鉄男、小見山満、日出雄平、大竹邦実、田中秀明の各委員

(議事次第)

- 1. 開 会
- 2. 議 題
- (1) 政治資金規正法施行規則の改正に係る対応について
- (2) 登録政治資金監査人の業務制限について
- (3) 平成26年度フォローアップ研修の実施状況及び参加者アンケート結果について
- (4) 平成27年度研修実施計画について
- (5) 平成25年分収支報告に係る政治資金監査報告書の記載内容等に関する調査結果 (総務大臣分及び都道府県選挙管理委員会分)について
- (6) 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について
- (7) その他
- 3. 閉 会

(配付資料)

- 資料1-1 政治資金規正法施行規則の改正に係る対応について
- 資料1-2 登録政治資金監査人の登録等に係る様式(案)について
 - (別紙1) 登録政治資金監査人名簿
 - (別紙2) 登録政治資金監査人登録申請書
 - (別紙3) 登録政治資金監査人証票(亡失・損壊)届出書
 - (別紙4) 登録政治資金監査人証票再交付申請書
 - (別紙5) 登録政治資金監査人変更登録申請書
 - (別紙6) 登録政治資金監査人登録抹消申請書

- (別紙7) 登録政治資金監査人登録抹消届出書
- 資料1-3 政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令の概要
- 資料2 登録政治資金監査人の業務制限について
 - (別紙) 取りまとめを踏まえた業務制限の範囲の検討について
- 資料3-1 平成26年度フォローアップ研修の実施状況及び参加者アンケート結果
- 資料3-2 フォローアップ研修(実務向上研修)実施状況について
- 資料4 平成27年度研修実施計画
- 資料5 平成25年分収支報告に係る政治資金監査報告書について(総務大臣分及び都道府県選挙管理委員会分)
- 資料 6 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等の実施状況
- 資料A 登録政治資金監査人の登録等に係る様式(案)について(見え消し版)
 - (別紙1) 登録政治資金監查人名簿
 - (別紙2) 登録政治資金監査人登録申請書
 - (別紙3) 登録政治資金監査人証票(亡失・損壊) 届出書
 - (別紙4) 登録政治資金監査人証票再交付申請書
 - (別紙5) 登録政治資金監査人変更登録申請書
 - (別紙6) 登録政治資金監查人登録抹消申請書
 - (別紙7) 登録政治資金監査人登録抹消届出書
- 資料B 取りまとめを踏まえた業務制限の範囲の検討について
 - (別紙1) 政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ (平成26年3月)(抜粋)
 - (別紙2) 業務制限の範囲 (イメージ)
- 資料C 払込金受領証の取扱いについて
- 資料D 平成25年分収支報告に係る政治資金監査報告書について(総務大臣分及び都道 府県選挙管理委員会分)

(本文)

【伊藤委員長】 おそろいですので、ちょっと5分ほど早いですけれども、ただいまから 平成26年度第6回政治資金適正化委員会を開催いたします。委員の皆様におかれまして は、御多忙中のところ、御出席を賜り、誠にありがとうございます。 ちょっと花粉症なものですから、マスクをしたままで失礼します。

それでは、議事に入ります前に、事務局より報告がございます。

【井筒参事官】 オブザーバーとして出席しております森政治資金課長及び伊藤政党助成室長でございますが、本日は急遽、国会対応のため、欠席をさせていただいております。 御報告いたします。

【伊藤委員長】 まず、平成26年度第4回委員会の議事録についてでございます。事前に、各委員から御意見を賜ったものを事務局からお渡しさせていただきましたが、第4回委員会の議事録につきまして、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

【伊藤委員長】 御異議がないようですので、6年後の公表まで、事務局において適切に 管理していただきたいと思います。

また、平成26年度第5回委員会の議事録につきましては、お手元にお配りしておりますので、同様に、御意見等がございましたら事務局まで御連絡をお願いいたします。

それでは、本日の第1の議題といたしまして、「政治資金規正法施行規則の改正に係る対応について」の説明を事務局にお願いいたします。

【井筒参事官】 はい。資料1-1、それから1-2、1-3、それからさらに委員限り 資料Aを参照して御説明をさせていただきます。

まず資料1-1でございますが、平成26年7月1日に政治資金規正法施行規則の一部 改正が公布されております。

これにつきましては、資料1-3になりますが、平成25年度の第6回委員会の方で御説明をしております。その内容としましては、1の概要のところにありますように、枝番号を解消し、規則全体の体裁を整えるとともに、文言の明確化、様式の明確化を図るという趣旨の改正でございます。この一部改正省令の未施行の部分が、本年7月1日に施行されますので、それに係る対応について大きく1と2というふうに整理いたしております。

1としましては、登録政治資金監査人の登録等に係る様式関係につきまして、根拠条文の条文番号がずれることに伴いまして、委員会として、改めて決定し直しをしていただこうという内容でございます。その内容は、(1)、(2)とございますが、(1)は、登録政治資金監査人名簿の登録事項のうち、元の条文ですと「政治資金適正化委員会が必要があると認めたもの」となっております事項を「定める事項」と権限関係を明確化するという規定に基づきまして、決定をし直していただく。

それから、(2) が様式関係になっておりまして、その様式が7様式ありますが、後ろの委員限り資料Aにおきまして、一部見え消しで示しておりますが、根拠条文の条ずれに伴う決定のし直しと、決定し直しに当たって各資格について、「いずれかに該当する旨」となっていた文言を「いずれかに該当する者である旨」と直す、あるいは添付書類の列挙の順番を法令の順番に合わせる等の形式的なものでございます。

また、1-1の2に戻っていただきまして、2としましては、研修関係につきまして、 研修に用いる法令集、それから登録時研修のDVDにつきまして、一部改正省令を反映し た内容に改めるという内容でございます。

御説明は以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言 ください。

それでは、本議題につきましては御了承いただいたということでよろしいですか。

(「異議なし」との声あり)

【伊藤委員長】 「登録政治資金監査人の登録等に係る様式(案)」につきましては、これで決定いたします。

次に、第2の議題といたしまして、「登録政治資金監査人の業務制限について」の説明を 事務局にお願いいたします。

【井筒参事官】 資料2と委員限り資料Bによりまして御説明いたします。

まず、資料2の方をお願いいたします。平成26年3月に、委員会の取りまとめにおきまして、業務制限の範囲につきまして、いくつかの事例を検討し、今後の方向性を示しましたが、その中で、制度的対応が必要とされた事例につきまして、制度化に当たって具体的な業務制限の対象とすべき範囲を検討し、所管庁に対して対応を要請するというものでございます。

具体的な中身につきましては、委員限り資料B、こちらは別紙1、2とございまして、委員限り資料Bの本体と別紙2の図を御覧いただきながらお聞きいただきたいと思います。まず、委員限り資料Bの本体の方になりますが、1ページが現状の確認になります。1ページの1のところで、「業務制限に係る現行の規定」としまして、政治資金規正法と施行規則を抜粋しております。2ページに参りまして、その枠囲いのところで、その趣旨、解釈を示しております。この法令の規定を受けまして、(3)政治資金監査マニュアルのところの枠囲いの中ですが、委員会としましては、自ら作成・徴取した収支報告書及び会計帳簿

等の関係書類について、自ら政治資金監査を行うことになる場合について、適当ではない と示しているところです。

3ページ目に参りまして、2の「取りまとめ」におきまして、枠囲いの中のような観点を設定して、この業務制限の範囲について検討しました結果、3ページの一番下に①で示しておりますのが今回関連の事例ですが、それを検討対象として検討した結果ということで、4ページになります。枠囲いの中にありますように、既に政治資金監査マニュアルにおいて、適当ではない旨規定をしておりますこと、また、実務上、定着していることから、今後、制度的な対応が必要と考えられると結論付けているところでございます。

これを受けて、3、「取りまとめを踏まえて制度化すべき業務制限の範囲」ということになりますが、四角で囲んでおります対応案のところにありますように、N年分の収支報告書の政治資金監査につきまして、N年分の収支報告書の提出期限までの範囲を業務制限の範囲としてはどうかと考えております。

以上、いくつか抽象的な期間設定をしましたが、委員限り資料Bの別紙2で図示しておりますので、そちらを御覧いただきますと、まず一番上、図1が、政治資金監査マニュアルにおきまして適当ではないというふうにしている範囲ということで、右側の点線が伸びております丸のところ、政治資金監査を行う時点というのが法令による業務制限ということになっておりますが、これに加えまして、左側の実線で囲んでおるところに説明がございますが、自己監査になると考えられる場合について、業務制限を、適当ではないという形で示しています。ただし、これについては期間としてその設定がされているものではありません。

図2が、「取りまとめ」で検討しました事例①の範囲ということになりまして、政治資金 監査を行う時点から過去1年間というのを業務制限の対象として検討したということにな ります。

しかしながら、1つ飛ばしていただきまして、図4でございますが、図2で見ました過去1年間という範囲を業務制限の範囲ということにしますと、政治資金監査の期間として、通常ですと5月末までの監査期間内に行えばいいということになっておりますから、図4で言いますと1月1日から3月9日までの、N年の頭のところの部分が、業務制限がかからずに、自分で作成した書類について監査できるということになってしまう部分が出てまいります。

そこで、図5にありますように、政党助成法施行規則では、監査の期間を監査対象の期

間と合わせまして、業務制限の対象とする監査関係期間の概念というのを設定して、この 範囲を業務制限の範囲としております。これによりまして、自分で作成した書類を監査で きるということ自体を制限しているというふうに考えられます。

そこで、この図5にならいまして、真ん中の図3にございますように、業務制限の範囲を設定することというのを、今回の業務制限の範囲の案としております。これによりまして、現在、政治資金監査マニュアルにおいて適当ではないとしている自己監査の場合について、制度的に、政治資金施行規則によって業務制限の範囲とすることが適当と考えているものでございます。

御説明は以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言 ください。

【小見山委員】 確認だけさせてください。利害関係というか、業務制限に係る、その判断ですね。この方は、そういう形で、自分で作って、自分で監査する人だという判断をするのは、図3のN年の1月1日の前の12月という形ですることになるわけですか。つまり、12月31日までにその人がそれから外れた場合には、もうそこのN年の1月1日から利害関係というものがなくなってるわけですけども。

【井筒参事官】 すみません、もう一度お願いします。

【小見山委員】 N年のマイナス1ですね。N年の前年の12月。

【井筒参事官】 12月で外れていれば。

【小見山委員】 ですね。ですから、そこを判断基準にすればよろしいんですね。

【井筒参事官】 そうです。その時点で代表者、会計責任者、会計責任者の職務代行者から外れたら、そこで業務制限の方も外れてくるということになります。

【小見山委員】 はい。

【伊藤委員長】 よろしいでしょうか。

それでは、本議題につきましても了承いただいたということでよろしいですか。

(「異議なし」との声あり)

【伊藤委員長】 では、次に第3の議題の前に、その他の議題といたしまして、「払込金受領証の取扱いについて」の説明を事務局にお願いいたします。

【井筒参事官】 委員限り資料Cをお願いいたします。表のページ、1ページに例示をしておりますように、払込金受領証につきましては、支払いをした場合に、太線で囲んでい

るような枠内の部分、下の方に※を付けておりますが、支払先によって受け取る部分が異なる場合があるようですが、こういう部分を受領することになります。上の段にあります、支出の目的が記載されている場合には、いずれにせよ、政治資金監査におきましては受領した払込金受領証を確認するということになりますが、下の段にありますような、支出の目的が記載されていない場合に、その取扱いが問題になるのではないかということで、今回、状況を御説明して御議論いただきたいと考えているところでございます。

2ページに参りまして、1、「政治資金監査の方法」におきましては、政治資金監査における取扱いを確認的に整理したものでございます。(1)領収書等があった場合には、当該領収書で確認をするということになりますが、(2)領収書がない場合で、領収書を徴し難い事情がある場合には、例外的に、領収書ではなく、会計責任者において作成した徴難明細書を確認するということになっておりまして、さらにその例外としまして、振込明細書が提出された場合には、当該振込明細書と支出目的書で確認するということになっております。

右側、3ページに参りまして、領収書がない場合で領収書を徴し難い事情がない場合には、会計責任者に亡失等一覧表の提出を求めることになっておりますが、領収書を取るべきでそれがないということなので、亡くしたということを一覧にするということでございますが、その例外としまして、必要記載事項に不備のある領収書でありましても、領収書等に係る請求書等の書類によって整合性を確認することできるという場合には、いわば不備のある領収書を請求書等の書類と合わせて補完することによって政治資金監査で確認できるということになりますので、簡単に合わせ技と呼んでおりますが、補完して確認できた場合には亡失等一覧表の提出を要しないということにしております。

続きまして、3ページの下の方の2、「検討すべき問題点」のところですが、4ページ、5ページに続きますが、そちらで会計帳簿等と突合して確認する書面が何であるかによって政治資金監査上の対応が異なるということになりますので、その点を整理しております。 左側、4ページの方は、Q&Aで回答したこともございまして、支出の目的が記載されている場合ということで、支出を受け取る権限のあるものが発行したものかどうかということで、その受取が領収書であるかどうか決まるというふうに政治資金規正法の方では解釈してきておりますので、代理受領権限の有無という、やや細かい、抽象的なところで、領収書か振込明細書かを分けることになりまして、しかしながら、支出目的の記載がある場合には、いずれにせよ、当該払込金受領証を政治資金監査で確認することになると考え

られます。

右側、一方、支出の目的が記載されていない場合には、5ページの表で整理をしておりますが、支出の目的の記載のない、不備のある領収書であるのか、振込明細書であるのかの区別がはっきりしないという点から問題が生じてまいります。そのうち、一番上の、コンビニで支払いをした場合には代理受領権限があるようでございますので、書面の性格としてははっきりしてきます。それから、下の欄に出ております、ゆうちょ銀行で支払いをした振込明細書の場合にも、これまた書面の性格としては振込明細書ではっきりしてくるわけですが、太線で囲んでおります部分、ゆうちょ銀行以外の金融機関で支払いをした場合には、代理受領権限があるかどうかで書面の性格が分かれることになります。これが領収書だということになりますと、不備のある領収書ということになりまして、先ほど整理をしましたように、徴難明細書あるいは合わせ技で確認をするということになりますし、振込明細書だということになりますと、徴難明細書あるいは支出目的書、あるいは支出目的書に係る目的の追記の方法による確認をするということになってまいります。

そこで、6ページに(2)として掲げてございますが、この払込金受領証の性格が紙によりまして何らか分からないかということで調査をしました結果を示しております。①としまして、金融機関に対する調査によりますと、代理受領契約を締結する場合とそうでない場合とがあるということ、その代理受領契約の有無が何らか分からないかということが問題意識なわけですが、それは外形的には一義的には分からないと。それから、聞けば分かるのかということですが、問い合わせをしても、金融機関との契約によって決まるということですので、回答を得られない場合があるのではないかということが分かりました。また、ゆうちょ銀行の方では、民間事業者とは代理受領契約を締結していないということが分かりましたので、そのことも記載しております。

一方、②としまして、事業者に対する調査によりますと、こちらも先ほどと、いわば入れ替わったものでございますが、代理受領契約の有無というのは事業者によって異なると。 ゆうちょ銀行は民間事業者とは代理受領契約を締結することはないということでございます。

そうしますと、書面の性格によって、要求される取扱いは違ってくるものの、その性格 というのは、登録政治資金監査人、さらには会計責任者にとっても知り得ないような場合 が残ってしまうということで、3としまして、「問題点への対応」。この書面が分からない 中でどのように会計責任者あるいは登録政治資金監査人に行動していただいたらいいかと いうことで、想定される取扱いを、典型的な対応する案としてお示ししております。

7ページ、案1は、領収書でありますにしても、振込明細書でありますにしても、先ほど取扱いを確認しましたように、まず政治資金規正法の要求するところに従いますと、会計責任者は徴難明細書を作成しなければならないということになりますので、政治資金監査においても、この徴難明細書を確認することにするというものでございます。これは法律上の要請を満たすことにはなりますが、7ページの下の方からの留意点のところに挙げてございますが、これまで委員会では、政治団体以外の者が作成した請求書等で確認できるのであればそちらの方が望ましいということで、合わせ技による確認を認めるなどしてきておりまして、払込金受領証という、政治団体以外の者が作成した書面、しかも領収書である可能性もあるということですが、それがあるにもかかわらず、会計責任者の作成した徴難明細書で確認するという方向に物事を進めていくと。これは、これまでの委員会の方向性と違うということで、若干引っかかりを感じるところがございます。

そこで、8ページ、案2でございますが、この払込金受領証の方を政治資金監査に活かすことはできないかということで、不備のある領収書であれば請求書等で補完する合わせ技が認められますし、振込明細書であれば支出目的書、支出目的の追記で補完することができますので、これを、元の性格は分からないにしても、認めていくというようなことをできないかということで、案2としております。ただ、8ページの中ほどから留意点ということで挙げておりますが、政治資金監査に限るものではありましても、本来、領収書であるものに支出目的の追記を認めてしまうといったことにもつながりかねない点や、払込金受領証の性格にかかわらず当該書面を活かした政治資金監査を認めるということで、当該書面の性格は突き詰めないままの取扱いを認めると。あるいは、政治資金監査ではそういうふうに取扱いを柔軟にしましても、会計責任者の方では徴難明細書を作成するという法令上の義務が残ってしまうというような点が問題点としては残ってしまうというところでございまして、これらの点を踏まえまして、両案について少し御議論いただければと考えておるところです。

最後に、9ページのところに留意点としてございますのは、そうは言いましても、コンビニの場合やゆうちょ銀行の取扱いなど、ある程度調査で分かったようなこともございますので、はっきり書面の性格が分かるような場合というのを、調査によって分かったような場合には、登録政治資金監査人にお示しすることで、事務処理の指針とすることができると。ある程度問題のある状況を小さくしていくことはできるのではないかということを

付記的に記しております。

議論の前の前提条件の説明としては以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言 ください。

【大竹委員】 よろしいですか。

【伊藤委員長】 はい。

【大竹委員】 質問なんですけれども、報告書に添付して出すものは、支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面でございますね。ここで言ってますのは、代理受領権限が盛んに議論されてますけれども、代理受領権限があれば領収書に当たるかもしれないんですけれども、代理受領権限がない場合についても、その他の支出を証すべき書面で読めないのかどうかというのが第1点です。

【井筒参事官】 法令上、3要件といいますか、それが書いてないものですか。

【大竹委員】 いやいや、3要件が書いてある場合です。

【井筒参事官】 書いてある場合には、問題が、いわば少ない。そのものですから。

【大竹委員】 いや、代理受領権限がない場合について、もし3要素が書いてあっても領収書とは認めてないわけでしょ。

【井筒参事官】 はい。

【大竹委員】 そうじゃなくて、それは領収書等ではないですかと言ってるわけ。領収書 じゃないとしても、領収書等に当たるんじゃないかということです。その他の支出を証す べき書面、これに当たるのではないかとの疑問です。

【井筒参事官】 本当におっしゃるとおりでして、私どもも、何らか政治団体が支出をしたことの証拠にはなり得るのではないかということで、そういう解釈の道も検討というか、過去の政治資金規正法の解釈がどうなってるんだということで探ったことはあるんですが、過去に振込みが出だした初期に、解釈として、ここの支出を証すべき書面に当たるものは権限のある者から出たものに限るんだというような解釈が示されているようですので、そこの解釈をあるいは変えることになれば可能性があるのかなとは思ってるんですが、現状は、そこのところについて、これは当たらないというふうに言っていると聞いております。

【大竹委員】 この支出を証すべき書面には当たらないということですか。

【井筒参事官】 はい。おっしゃるように、そこは解釈の問題ですので、一つそういう余 地はあろうかとは考えましたが。

【大竹委員】 これは議論としてですけれども、代理受領権限がある、なしによって、支 出をしたということの証明能力といいますか、そういったものは差がないわけですね、実 際は。

【井筒参事官】 はい。そうとも考えられます。

【大竹委員】 そうなると、そこをわざわざ峻別する意味がどこにあるのか。代理受領権限があれば、領収書にそれは当たるでしょう。代理受領権限がなければ、その他の支出を証すべき書面になるんじゃないかと。合わせて全体が。

【井筒参事官】 支出を証すべき書面ですね。

【大竹委員】 領収書等に当たるんじゃないかという感じが私はするんですけれども。

【井筒参事官】 現状の条文の解釈を前提に整理するとこんな形になるということでお示しをしておりますが、今、御指摘ありましたように、解釈を変えることによって、いわば支出を証すべき書面の範囲を広げて、できるだけ現物を出していこうということに変更すれば、可能性としてはあるかなというふうに思いますが、その場合には当然、政治資金課との協議等が必要になってくるとは思われます。

【大竹委員】 それは、解釈がどこかに明確に示されているんですか。現在の条文の解釈 について。

【井筒参事官】 そのとおりに出た書き物ではないというふうに承知してますが。ただ、 従来、どうも振込みが出だした頃にそういう解釈に整理をして、以後、変えてきてないと いうことのようでございます。

【伊藤委員長】 ちょっと申し訳ないですけど、大竹委員が言われた今の条文、何条ですか。

【大竹委員】 条文は12条でしたっけ。11条か。

【井筒参事官】 11条の1項になります。白い法令集ですと、8ページの真ん中あたりになります。

【伊藤委員長】 領収書その他の支出を証すべき書面。今のいろんな解釈で言うと、領収書以外のその他の支出を証すべき書面というのは、どういう書面を例に挙げてるんですか。

【井筒参事官】 支払いを受ける権限のある人が発行した書面のみを、ここにいう支出を 証すべき書面だというように解釈していると。

【大竹委員】 いやいや、それは領収書なんでしょ。受領権限がある人の出すものは。

【井筒参事官】 領収書は例示ですので、ここでいう領収書その他の支出を証すべき書面、

領収書等というのは、権限のある人にもらったものに限ると。

【大竹委員】 ここで、領収書その他の支出を証すべき書面ですから、支出を証すべき書面の代表例として領収書が挙がってるわけですね。

【井筒参事官】 そうです。例示されている。

【大竹委員】 その領収書とは何かというと、さっきおっしゃった、代理受領権限のある 人が出したやつ。それは、まさに領収書そのものですよね。

【井筒参事官】 はい。そういう解釈をしてきてると。

【大竹委員】 ですから、それ以外の、その他の支出を証すべき書面には、どういうもの があるんですかという御質問です。

【井筒参事官】 はい、分かります。領収書というのはあくまで例示なので、それ以外の ものも政治団体の支出を証すべき書面として取扱いをして、出させていくという方向が、 解釈論としてはあり得るということ。

【大竹委員】 そうじゃなくて、委員長がおっしゃったのは、その他の支出を証すべき書面というのはどういうものがあるんですかということです、領収書以外で。

【井筒参事官】 特段、領収書以外のものとしては示されてないということのようです、 解釈を確認しましたところ。

【田中委員】 関連してのお尋ねですが、詳細はマニュアルには特に書いてないということでしょうか。だからこそ、今回、確認したいということですね。

【井筒参事官】 そうです。今御議論いただいてるのは、まさにマニュアルで、いわば白紙になってるところでございまして、このような点について問い合わせが来たりするものですから、少し整理をする必要があるかなと。

【大竹委員】 それから、もう1点、質問ですけれども、代理受領権限ある、なしによって、必要的記載事項の漏れてるものですね。これ、仕分けしてあるんですけれども、たとえ代理受領権限がある者が発行したものであっても、支出の目的が書いてないものは、これは領収書ではありませんよね。

【井筒参事官】 記載不備のある領収書というか。

【大竹委員】 いや、記載不備というか。

【井筒参事官】 おっしゃることは分かっているつもりですが。

【大竹委員】 領収書じゃありませんよね。

【井筒参事官】 はい。

【大竹委員】 ですから、それをどうやって補完していくかの問題であって、その前に、 代理受領権限ある、なしによって分ける意味がどこにあるのかということです。同じ領収 書じゃないものについて、代理受領権限がある、なしによって、その監査の仕方を変える とか、そういう意味がどこにあるのか。

【井筒参事官】 それは、すみません。今回の資料で言うと3ページのところに、先ほど合わせ技としてお示ししましたが、真ん中あたりになお書きでありますが、ここの合わせ技を認めたものの対象としては、必要記載事項に不備のある領収書等というものについて合わせ技による補完、政治資金監査上の取扱いを認めたということがございまして、振込明細書についてはこれが認められていませんので、振込明細書なのか、それとも要件は欠けている領収書なのかということが、現在の整理だと意味を持ってくるということで挙げてるということになります。

【大竹委員】 そこがちょっとよく分からないんですが。要するに、要件が欠けていれば 領収書じゃないわけですから。

【小見山委員】 ちょっと補足で。実は、銀行の振り込み行為があったときに、先方から 領収書をもらわないことが実務的に多くございまして、1枚の紙切れに日付と金額と相手 先の名前が書いてあり、一覧になってる。その振込みの一覧表をもって領収書にできない かというような質問がかつてあったんです。会計監査の場合では実務的に、それはOKだ とされていましたので。

どうにかして認めてあげる救済措置がないかといったときに、では、その振込みの行為を行う元々の行為の原始である請求書には同じ金額で相手先、さらに内容も書かれていてよく分かります。この2つをもってすると、領収書と同じ意味が出てくるんじゃないかと議論いたしまして、当時、そのような取扱いは可能な限り認めましょうということでなったのが、ここに記載されている事項でございます。

【大竹委員】 その場合に、その2つを代理受領権限ある、なしによって分けていく意味があるのか。同じ取扱いをすればいいんじゃないかという、私は、問題意識なんですけども。いずれにしろ、代理受領権限があっても、目的が書かれてないものは領収書じゃないわけですから。振込明細書もたぶん領収書じゃないけれども、領収書類似のものとして取扱いをしようという考えですね。

【小見山委員】 代理権限を与えた場合には、本人と同じじゃないかというところから、 そのものが考えられたわけです。 代理権限を与えられてない方は、宙ぶらりんになってしまって、本当にそれは向こうへ行ってるのかどうか分からないというような議論がありまして、この方たちから預かったお金がどこへ行ってるのかということまで探さなくちゃいけないということまで議論したことが確かあったと思うんです。そのために、本来の方と代理をされている方との間の橋渡しの何かが必要なんだろうというところで、そのことが出てきたというふうに記憶してるのですけども。

【大竹委員】 その前に、現在の金融機関の取扱いからいけば、代理受領権限ある、なしによって、そのように宙ぶらりんになって、どこかに行ってしまうということは、これは考えられないわけですね。

【小見山委員】 おっしゃるとおりだと思います。それはよく分かります。

【大竹委員】 それも銀行によっては受領権限を取ったり、取らなかったりとか、ゆうちょ銀行は取らないとか、そうなってきますと、そこを峻別して仕分けていくのは、むしろ 実務を難しくするだけじゃないかという感じがするんです。

【小見山委員】 非常に私も賛成でございまして、いわゆる実務実態とちょっと合わないようなことがどうしても政治資金規正法の中の領収書の定義の中に入っておりますものですから、ここからどこまで実務の実態の方へ持ってくるかということに、かつて一生懸命知恵を出し合い検討しました。ただ、原典の方は変えていくわけにいかないということがありまして、解釈論である程度のところまで譲歩していこうということがあって、そこが決まってきたところなんです。

ただ、やはり登録政治資金監査人が業務を行うに当たって、実務は変わってきています ので、時代の流れによってどんどん実務的なものに解釈を変えていくことはよろしいので はないかと思います。

【伊藤委員長】 大竹委員のおっしゃるような場合だと、どうすればいいと。

【大竹委員】 代理受領権限のある、なしによって仕分ける必要はなくて、必要的記載事項が備わってるものは同じようにすべて領収書と扱えばいいし、足りないものについては、そこは何らか確認できれば、代理受領権限があってもなくても同じような取扱いにすればいいんじゃないかと。

【伊藤委員長】 それは、例えば請求書を一緒にくっつけるとか、そういうことですね。 【大竹委員】 はい。それで確認するとか。現状、見てますと、代理受領権限ある、なし によって確認の仕方を変えてるんですね。監査の仕方も変わってきますから。 【井筒参事官】 領収書で要件が欠けてるようなもの、不備のあるものについては、請求 書と合わせるという方法で、これはいわば政治資金規正法上、白地なものですから、政治 資金監査においてそういう取扱いにするという方法を作ったというのが、今の小見山委員 の説明だと思います。

振込明細書につきましては、これは支出の目的が欠けてる場合があるんですけども、しかも領収書では一応ない、別物だというふうにした上で、それについては支出目的書あるいは支出の目的を追記するということによって補完するというやり方自体が、これは白地ではなくて、規正法で認められている、書かれているものですから、そこのところがなかなか出発点として動かし難いと。

ただ、せめて政治資金監査の方ではそれを、いわば相互乗り入れできないかというのが 案2の話でございます。監査では何とか認められないかという余地はあるのかなと思った ので、案2としております。

【伊藤委員長】 案2だと、先ほど言われた、具体的にどう違うんですか。

【井筒参事官】 本来、振込明細書であるものを権限で分けることに意味がないかもしれませんが、振込明細書であるものは支出目的を追記したり、支出目的書を付けたりすることによって補完して確認していくという方法なんですけど、それを請求書とかともしやるというふうにしますと、これは規正法の定めとはちょっと違う取扱いを認めることになりますし、その合わせ技みたいな話ですね。

これは、政治資金規正法におきましては振込明細書というのは性格が決まっているもので、それについては支出目的を書いたりして補完するんですが、それを請求書で補完してしまうというやり方は別物になりますし、マニュアル上認めている、領収書を合わせ技で、領収書については請求書等と補完してということはありますが、支出目的の追記という方法は認められていませんが、それも今回、監査上の扱いとして認めるということになると、いわば相互に本来は違うはずの規定がそれぞれあったものを、その規定を超えた取扱いを認めるということになるという点があると。

【田中委員】 私も大竹委員のように若干違和感を感じています。言い方を変えると、4 ページのように、金額と目的が記載されたちゃんとした受領証であっても、監査する時には、代理受領権限があるか、ないか分からないわけですよね。

【井筒参事官】 監査人にも分からない場合があります。

【田中委員】 要するに、調べないと分からないわけですね。

【井筒参事官】 調べてもですね、あるいは。

【田中委員】 この性質が違うことを確認できないということで、なかなか現実的には難 しいと思います。

【大竹委員】 政治団体も分からないんでしょ。

【井筒参事官】 そうです。おっしゃるとおり、法律上はそういう見えない権限によって 仕分けをして、それによった取扱いを求めてるんですが、それ自体は、今、監査人という 話がありましたけど、監査人はおろか、会計責任者にも分からないし、ある意味、誰にも 分からないような状態になっておりますので、これは、それに従った取扱いだけを求め続けても、かえって混乱を来したり、あるいはルーズな取扱いを事実上容認することにつながりかねないので、何らかルールを決めて、この取扱いをすればいいというように示す必要があるのかなということで問題提起しているということです。

【大竹委員】 現在のやり方は、いたずらに政治団体の方にも混乱をもたらして、1つ例を挙げますと、振込明細書であれば、目的が書かれていない場合には、会計責任者が目的を書き込めば領収書と同じ扱いをしてくれるとなってるわけでしょ、規定を見ますと。

【井筒参事官】 領収書と同じというか。

【大竹委員】 それをもって添付すればいいわけでしょ。

【井筒参事官】 監査上は、ですね。はい。

【大竹委員】 政治資金規正法上。

【日出委員】 支出の目的書が要らないということですよね。

【井筒参事官】 すみません。領収書があるのと同じ扱いになる。

【大竹委員】 同じ扱いしてるということですね。政治資金規正法上、そういう取扱いを してるということですよね。

【井筒参事官】 はい。

【大竹委員】 それでは、もし代理権限があるものについて、同じような書き込みしては いかんと言っていらっしゃいますね、これ。

【井筒参事官】 そうです。今までの規定の解釈からするとですね。

【大竹委員】 それを、権限があるものについて、目的を書いて出したら、そもそもそれが違法だと。違法とは言わないにしても、それはけしからんと言うんでしょ、その行為を。

【井筒参事官】 おっしゃるとおりです。

【大竹委員】 ところが、それが実際、会計責任者は分からないわけですよね。だから、

いたずらにフィクションを重ねた上で、無理なことを要求してるんじゃないかという感じがするんですけど。取扱いが。

【井筒参事官】 そうです。なので、現実に、面倒かもしれないけど、何らかできる、分かりやすい取扱いを示してあげる必要があるのかなということです。

【伊藤委員長】 追記というのは、払う時に払う人が書けという趣旨ですか。そうじゃなくて、監査の時に。

【井筒参事官】 いわば監査までに、会計責任者が請求書を見て、これはいくらの支出だったなと。請求書が保存してあれば、それと併せて見ることによっても確認できますし、書けばいいということになってますから、そういうものがなくても、追記をしただけで、もうそれで、いわば領収書がありますという状態と、政治資金監査上、同じ扱いになります。

【大竹委員】 ですから、規正法の解釈も含めて、もう少し現実に即した取扱いをするように検討されてはいかがかと私は思います。それを踏まえて監査も決めるべきじゃないかなと思いますけれども。

【井筒参事官】 おっしゃられたように、4ページ、5ページの整理を基に案2ではなくて、4ページ、5ページの整理自体がちょっとおかしいんじゃないかと。ちょっと私どもだけではできない点もあるので、御意見があったことを伝えた上で。

【伊藤委員長】 これは、今日決めるということではなくて。

【井筒参事官】 そうではないです。現状の整理だとこのようになるということですが、これにも問題点があることは、われわれも検討の過程で少し議論はしてきておりますので。ただ、領収書の定義だけを簡単に変えるというのは、先ほど小見山委員からも御説明ありましたが、これまでの委員会でもずっと議論をしてきましたので、なかなか簡単なことではないという点もありますが。ただ、現実に生じている、今、大竹委員から御説明があったように、フィクションにフィクションを重ねたというか、現実に期待できないような取扱いを規定しているというだけでもいけないとは思いますので、少し政治資金課の解釈も含めて検討して、またお諮りしたいと思います。

【千葉事務局長】 現在の解釈を基本にしまして、先ほど、できるだけ分からないところを狭くしようという説明はいたしましたけれども、こちらの方でもいろいろな機関を調べて、ここは代理受領権限があります、ないですということを示しつつ、分からないところは聞いてくれというような、かなりアナログ的なやり方も考えてはいるんですけれども、

どこまで現実的かなということもありますので、今、参事官からお話ありましたように、 今回は御議論いただいて、次回以降でまとめていきたいと思いますので、こちらの方でも 再度検討させていただきたいと思います。

【伊藤委員長】 今まで何年間かやってこられてるわけでしょ。そうすると、こういう振 込明細書と領収書に代わるものと、それはどうやってきたんですか、今まで。

【井筒参事官】 今までは、こんな取扱いになりますというのをお示ししてきたということなので。

【伊藤委員長】 税務なんかでも、いろんな経費などは。

【日出委員】 振込書であっても、領収書とほとんど同等に扱います。

【伊藤委員長】 そうですよね。それこそ手書きしてもいいし。

【日出委員】 ええ。

【小見山委員】 まさに領収書ですよね。

【伊藤委員長】 ですよね。

【日出委員】 ただ、ここまで、代理権限があるか、ないかまでの判断を入れて、その領収書なり支出した書面を検討するというのは、現実的にはできないと思います。だから、逆に言えば、今の方法の方がまだ、出てきた書面の不足部分をどうやってカバーしていくかということを、いろんなQ&Aとか、そういったもので出してますので、この議論はちょっと難しすぎて対応ができかねるのではないかなと思います。

【伊藤委員長】 という御意見ですけど、どうですか。

【井筒参事官】 ですから、改めて整理をし直してみると、ちょっとある意味では奇怪なことになっているので、これは1回、皆様に御議論いただいて、大きな方向性としては、一つありますのは、法律の現行の解釈もありますけれども、客観的に政治団体以外の方が作って、ほぼ社会的には支出を証するものとして扱われてる書面があったら、それを監査の対象として取り上げ、それを確認していただくというのが、せっかく政治資金監査を入れた趣旨に適うのかなと思っておりまして、少しマニアックな整理ではあるんですが、突き詰めちゃうとこうなるので、どこかで整理しましょうというつもりで御提案をしたということでございます。

【日出委員】 払込みの場合は完全に払い込んでる事実があるので、それを証する形態が 各々違うというだけなんですよね。現金で支出した方がまだ、本当に実態確認ができてる かというのは、されてない方が多いのかなと思ってますので。払込みはこれ以上追いかけ る必要性はないのかなと私は思いますけど。

【伊藤委員長】 問題は、その目的やなんかが違うかもしれないということでしょ。

【井筒参事官】 それはありますけど。

【日出委員】 それは、補完しなさいというふうになってますので。請求書とか、そういったことで補完しろというふうに言ってますので。

【伊藤委員長】 実際の監査の時に、その一回一回の支出について全部領収書を、それは きちっと全部やるわけですか。

【小見山委員】 やってます。やります。

【伊藤委員長】 今みたいに、振込明細書だけだと、これは請求書みたいなのはないのかとか、あるいは何か行事の書いたものないかとか、そういうのはやるわけですか。

【小見山委員】 やります。

【日出委員】 税務調査だと、今度は税務署が振り込んだ先の方に行って確認するケースがありますから。そこまではできませんから。

【千葉事務局長】 ありがとうございました。今の御意見を踏まえまして、関係者とも相談したいと思います。

【伊藤委員長】 引き続き次回以降の委員会でまた適宜やっていくということで。

【井筒参事官】 はい。御報告いたします。

【伊藤委員長】 これはこれでいったんよろしいでしょうか。

次に、第3の議題といたしまして、「平成26年度フォローアップ研修の実施状況及び参加者アンケート結果について」の説明を事務局にお願いいたします。

【井筒参事官】 はい。資料3-1と3-2をお願いいたします。

まず、A4横になっております資料 3-1 をお願いいたします。これは平成 26 年度のフォローアップ研修の参加者に対するアンケートの結果になりまして、1, 116名の参加者のうち、1ページ目の下の真ん中あたりにありますような回収率、916人から回答を得たということです。

めくりまして、2ページに参りまして、上の段、こちら、過去に政治資金監査の実務経験がある方かどうかということについてでございまして、その率がB/A、一番下の61. 0%というふうになって、6割程度の方が経験、4割弱が未経験という傾向になっております。また、25年度の監査件数についてですが、25年度に監査を経験した人の中では、右側の方にありますD/C、1人当たり2. 72団体ということで、2~3団体というこ

とになっております。その下の、フォローアップの内容についてですが、「とても参考になった」が643、それから「多少参考になったが、より充実を図るべき」が202ということで、基本的には高い評価をいただいてるのではないかというふうに考えております。その結果、一番右側の、今後のフォローアップ研修について、「今後も参加していきたい」が853ということで、9割を占めるということになっております。

これが今年度のフォローアップ研修のアンケートでございましたが、資料3-2をお願いいたします。第4回委員会で委員の方から、過去のフォローアップ説明会を含めた参加状況についてお尋ねがございまして、22年度の分までさかのぼりまして、受講状況について簡単に分析をしたみた結果というふうになっております。

1の総括としましては、昨年度末で登録して研修を受講した登録政治資金監査人について見ますと、フォローアップ研修を受講したことのある方が半数を超えてきておりまして、 未受講の方の数を上回ったという状況になっております。

2で、その受講状況、受講パターンを見てみますと、初めてフォローアップ研修を受講してから連続して受講している方の方が、初回のみで以後受講していないというような方より多いということになっておりまして、先ほどのアンケートでも見ましたように、受けてみると一応評価をいただけるということと関連するのか、1度フォローアップ研修を受講していただきますと、間を空けてというよりは、連続して受講していただける方が比較的多いということのようでございます。

しかしながらということで、3でございますが、初めてフォローアップ研修を受講していただける方の数が、新規の登録者の数にも関係するところございますので、原因がなへんにありやというのは分かりませんが、傾向としては減少傾向にあるということでございまして、今後は、初めてフォローアップ研修を受講していただけるような方を増やすように働きかけていくことが必要というふうに考えております。後ほど、士業団体の継続的な研修にカウントしていただこうというようなことも調整をしておりますので、強化をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言 ください。

【日出委員】 登録時研修修了者数 4, 4 8 7、2 の (1) ですけど、フォローアップの 受講回数 0 回が 2, 2 3 5 なんですが、これは地区ごとに分かりますか。 【井筒参事官】 登録した場所ということですと、分かるとは思います。

【日出委員】 個人名じゃなくて結構です。数字で結構ですので、後で教えてください。

【井筒参事官】 分かりました。御報告します。

【伊藤委員長】 これは、講習を受けないとできなかったですか。

【井筒参事官】 最初の登録時研修は受けないとできませんが、フォローアップ研修は、いわば任意になりますので。

【伊藤委員長】 だから、この2,235人の中の何人かは実際にやってるわけですね。

【井筒参事官】 やってる可能性は十分あるということです。

【伊藤委員長】 ちょっと多いことは多いですね。半分。

【井筒参事官】 はい。

【伊藤委員長】 ほかによろしいでしょうか。よろしいですか。

じゃあ、次に第4の議題といたしまして、「平成27年度研修実施計画について」の説明 を事務局にお願いいたします。

【井筒参事官】 はい。資料4、時27年度研修実施計画をお願いいたします。1年間の計画を御審議いただきますが、1の研修日程でございますが、合わせて17カ所を予定しております。場所は地域ブロックの中で入れ替えをしているところもありますが、平成26年度と同じ箇所数ということになります。そのうち高知市での開催を予定しておりますが、参加者の人数としては多くはないでしょうが、地域的な偏在是正を視野に開催を予定しているものでございます。当該地域の関係士業団体の御協力もいただきたいというふうに考えております。

2の研修内容ですが、26年度に見直しをしたばかりですので、基本的にそれと同様に考えておりますが、(2)①再受講研修につきましては、登録時研修と同じ内容をもう1度受けるというものでございますので、26年度は別々に実施をいたしましたが、参加者の状況から見まして、(1)の登録時研修と同時に、例えば座席を区切るなどの方法によって実施が可能であると考えておりますので、同時に行うということに実施方法の変更を予定しております。

裏面に参りまして、②実務向上研修ですが、ただし書きのところにありますように、1 1月12日開催予定の東京都会場については午後6時からということで、26年度に引き 続いて夜間に開催するというようなことで、参加をいただきやすいようにしていきたいと 考えております。 3の研修日程の追加ですが、委員会に諮ることを原則としますが、その暇のない場合には委員長決定で直後の委員会に御報告をするということとしておりまして、末尾になお書きを追加しておりますが、現在、登録時研修について認めております要望研修の枠組みについて、フォローアップ研修につきましても、もし御要望があった場合には検討していこうということで記載しております。

御説明は以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御意見や御質問がございましたら、どうぞ。よろ しいですか。

(「異議なし」との声あり)

【伊藤委員長】 では、本議題については了承いただいたということで、次に参ります。 第5の議題といたしまして、「平成25年分収支報告に係る政治資金監査報告書の記載内容 等に関する調査結果について」の説明を事務局にお願いいたします。

【井筒参事官】 委員限り資料Dをお願いいたします。平成25年分収支報告に係る政治 資金監査報告書についてですが、1ページ目、全体概要ということになりますが、上の段、総務大臣分につきましては、今回提出された政治資金監査報告書を事務局の方で調査した ものでございます。区分が4つほどございますが、そのうち(1)政治資金監査の対象と なった事項についてすべて確認できたとされる国会議員関係政治団体の割合が、これまで 政治資金監査導入以降増加してきておりましたが、初めて96.5%から95.8%に低下しております。

具体的には、区分のところを見ていただきますと、(1)政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できたもの、これは記載例(1)あるいは(4)に当たるわけですが、これが95.8%。(2)の会計帳簿に記載不備があったもの、こちらは記載例(2)に当たるわけですが、11団体で1.3%から1.2%に微減と。(3)の会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出があったもの、記載例(3)に当たりますが、こちらが26団体で、1.8%から2.9%に増加という状況になっております。(1)とか(3)が増加しておりますように、政治団体側の関係書類等の保存徴収義務の履行について、改善の傾向が続いておりましたが、96ぐらいで、いわば頭打ちの状態にあるのかなというふうに考えております。

続いて、都道府県選管の分でございますが、1の中ほどにありますように、こちらは(1) のすべて確認できた団体が引き続き増加、(2)(3)(4)の不備のあるものはいずれも減 少ということで、改善してきているということになります。

2ページに行っていただきまして、総務大臣分の具体的な内容については2ページ、3ページにございまして、記載例(2)又は(2)と(3)の複合形で提出されたもので会計帳簿に記載不備があったものとして報告されたものの大半は、内訳が右側の3ページに書いておりますが、例年と同様に、②支出を受けた者の住所の不備が一番多いということになっております。また、その下、会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出があったものというものの中では、領収書等亡失等一覧表が付いているというものがほとんどということになっております。

3の「政治資金監査の実施場所」ですが、主たる事務所以外の場所で監査を実施したものが20.4%、前回が22.3%ということで、微減ですが、基本的に2割程度存在しているということになります。

4ページに参りまして、記載不備等の状況ですが、一番左の上の方、共通部分、あて名、 氏名等のところに挙がっておりますものにつきましては、質の向上の取組によりまして状 況が改善するのではないかと今後考えられます。

また、少し飛びますが、7ページの1、収支報告書の支出部分につきましても同様に、 質の向上の取組によって状況が改善するのではないかと考えております。

続いて、都道府県選挙管理委員会分ということになりまして、例年と同様の傾向のものは飛ばしていただきまして、13ページ。都道府県選管からの報告は、選管単位で報告をしてきていただいております。4の少額領収書等の写しの開示制度につきましては、これまで委員会の方で決めてもらいました、公序良俗違反と認められたため不開示決定をした案件というような数をいただいたり、あるいは公序良俗違反として検討すべきと考えられる事例といったものについて調査をしてきましたが、いずれも0の状況が続いておりましたので、質問項目を変えまして、少額領収書等の写しについて開示請求がありましたかという質問をしましたところ、開示請求があった選管が9あったというふうになっております。

このような調査結果を受けまして、17ページに、今後の対応方針ということでまとめております。まず1、「個別の指導・助言の実施」ということで、新たに行ってまいります質の向上の取組を念頭に記述をしております。2として、「フォローアップ研修の充実」としまして、中身的に、具体的な誤り事例等を重点的に紹介しながら解説するということにしております。次に、3として、「フォローアップ研修への積極的な参加の促進」というこ

とで、先ほど御紹介しました夜間開催などの工夫をしますほか、4、「関係士業団体との連携」を強化させていただければということで、真ん中あたりに記述を追加してございまして、当委員会への研修の参加を関係士業団体の方の継続的な研修といった、職業に就いた後も引き続き研修していただこうという、その研修制度におきまして、研修受講時間として参入する取扱い、既に一部あるようでございますが、それを拡大する、あるいは周知するといった動きについて、今、調整をさせていただいてるところでございますので、その旨を盛り込んでおります。

御説明は以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ。

【田中委員】 質問があります。

【伊藤委員長】 はい。

【田中委員】 不備があった割合は分かるのでしょうか。数も少ないので、そんなに目く じらを立てる話じゃないかもしれませんが、例年、不備が多い監査人とか、そういうこと は分かるのでしょうか。それとも、特に偏りはないのでしょうか。

【井筒参事官】 これまで監査人のアウトプットに着目した情報収集というのは全然やっていなかったので、今回、質の向上の取組をやるということで、これである程度、把握するのが目的というよりは、なくすのが目的とは思いますが、少しは分かってくるかなというふうに思っております。

【伊藤委員長】 ほかによろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

【伊藤委員長】 それでは、御了承いただいたということで、次に第6の議題といたしまして、「登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について」の説明を事務局にお願いいたします。

【井筒参事官】 資料6をお願いいたします。1、登録状況でございますが、登録者数が一番下にあります4,607名となっておりまして、前回委員会で御報告しました12月10日現在のものより38名増えております。

裏面に参りまして、研修の実施状況ですが、3月6日現在の数字で、2の登録時研修が 1月分12名、2月分8名ということで、これまでの合計で4,712名ということになっております。

3のフォローアップ研修の再受講研修、それから4のフォローアップ研修の実務向上研

修につきましては、12月10日で今年度の分が終了しておりますので、前回御報告のものと同じ数字ということになっております。

以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。よろしいですか。

それでは、本日の議題は以上でございますが、事務局から何かございますでしょうか。

【井筒参事官】 はい。本日の委員会の審議状況につきましては、委員会終了後、総務省8階の会見室におきまして、事務局長によりブリーフィングを予定しております。本日の公表資料につきましても、その場で配布する予定でございます。

なお、本日の委員会の議事要旨につきましては、各委員の御連絡先に明日3月18日の 夕方頃に確認の御連絡をさせていただくことになりますので、よろしくお願いいたします。

【伊藤委員長】 それでは、以上をもちまして、本日の政治資金適正化委員会を終了したいと存じます。次回の委員会の開催等につきまして、事務局に説明をお願いいたします。

【井筒参事官】 次回の委員会についてでございますが、日程調整をさせていただきました結果、5月26日火曜日の午前10時半より開催させていただきたいと存じます。

【伊藤委員長】 はい。本日は長時間にわたり熱心に御審議いただき、ありがとうございました。